

博多港港湾施設 公募要項

(須崎ふ頭)

令和 7 年 12 月

福岡市港湾空港局

目 次

1 公募の目的	P 1
2 募集対象施設	P 1
3 スケジュール	P 1
4 参加資格要件	P 1
5 提案条件	P 2
6 応募手続き	P 3
(1) 公募要項の公表	P 3
(2) 応募書類	P 3
(3) 応募書類の提出	P 5
(4) 質疑の受付及び回答	P 6
7 選定手続き	P 7
(1) 参加資格要件の確認	P 7
(2) 一次審査（提案条件の確認）	P 7
(3) 二次審査（提案内容の審査）	P 7
(4) 許可利用候補者の決定	P 8
(5) フロー図（参考）	P 8
(6) 失格要件	P 8
(7) 許可利用候補者の通知及び公募結果の通知・公表	P 8
(8) 許可利用候補者の決定の取消し	P 8
(9) 許可利用候補者による許可申請	P 9
8 留意事項等	P 9
(1) 申込の辞退	P 9
(2) その他	P 9
(3) 問合せ先	P 9

I 公募の目的

本公募は、博多港における未利用の港湾施設の有効活用を図るため、当該港湾施設の利用の許可を受ける事業者等の募集を行うものです。

2 募集対象施設

募集対象施設は以下のとおりです。なお、施設の位置・詳細については、「施設調書」をご参照ください。また、1施設に複数応募することはできません。(単独応募と企業等連合体構成員での応募の併用等は不可)

施設番号	所在地 (地番表示)	名称	面積 (m ²)	使用目的	使用料 (月額)
1	中央区那の津4丁目22	須崎西5号上屋	1,240	上屋	248,000円

※募集対象施設は一体として利用許可するものであり、部分的な利用許可は行いません。

※使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額です。

3 スケジュール

スケジュールについては、下記のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更する場合があります。

内 容	日 程
公募要項の公表	令和7年12月19日(金)
質疑の受付期間	令和7年12月19日(金)～令和8年1月15日(木)
質疑の回答	令和8年1月20日(火) ※上記までに隨時、福岡市ホームページに掲載予定。
応募書類の提出期間 (応募期間)	令和8年1月16日(金)～1月23日(金) ※ただし、土・日・祝日は除きます。また、受付時間は、午前9時30分～正午、午後1時～午後5時とします。
許可利用候補者等の決定	令和8年2月下旬頃に通知します。 ※許可利用候補者の決定が抽選によることになった場合は、抽選の実施日等の通知となります。
利用許可	許可開始日等については、許可利用候補者の意見を聴取したうえで、市が決定します。利用の許可は、許可利用候補者からの港湾施設利用許可申請が必要となります。 ※令和8年3月以降の許可を予定しています。

4 参加資格要件

次の各号のすべての要件を満たす者でなければ、失格となります。

- (1) 応募できる者は、博多港における「港湾運送事業の許可を受けた者」又は「港湾運送事業の許可を受けた者で構成される企業等連合体（組合・部会等）」とします。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この公募の公示日から許可利用候補者決定の日までの間に、福岡市から福岡市競争入

札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この公募の公示日から許可利用候補者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 応募者が罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（以下「本条例」）第2条第2項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）ではない者又は法人でその役員に暴力団員に該当する者のいない者若しくは本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はそれらの団体に属する者でないこと。
- (注1) 許可利用候補者に決定された場合であっても、利用許可までの間に上記各号の要件を満たさなくなった場合、又は福岡市に提出した書類に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、許可の相手方としないことがあります。
- (注2) 応募者が企業等連合体（組合・部会等）である場合は、全ての構成事業者が参加資格要件を満たす必要があります。また、この場合、構成事業者の中から選任された代表事業者が、応募及び許可の諸手続を行うものとします。

5 提案条件

募集対象施設に係る次の各号のすべての条件を満たす事業計画の提案でなければ、失格となります。

- (1) 博多港港湾施設管理条例第5条第2号に掲げる次のものについては、取り扱うことはできません。
- ①爆発若しくは燃焼しやすいもの又は劇薬類であつて取扱上危険なもの
 - ②建物又は他の貨物を損傷するおそれのあるもの
 - ③伝染、病原若しくは汚損のおそれのあるもの又は腐敗しやすいもの
 - ④港湾施設をき損するおそれのあるもの
 - ⑤その他市長が不適当と認めたもの

- (2) 募集対象施設においては、港湾運送事業を実施する必要があります。(陸送のみ不可)
 - (3) 募集対象施設においては、その前面岸壁（須崎5岸～10岸）を利用して、荷役を行う必要があります。
 - (4) 募集対象施設においては、上屋機能の有効活用を図るため、取扱貨物として「砂利・砂（例示：砂利、碎石、スラグ、バラスト、軽量骨材、砂（河砂、浜砂など））」、「木材チップ（例示：木材チップ、木くず、木粉）」、「金属くず（例示：鉄くず、鋼くず）」、「廃棄物（例示：じんかい、ふん尿）」及び「廃土砂（例示：廃土砂、残土）」は取り扱うことはできません。
 - (5) 施設を利用するにあたり、次の許可条件を遵守して利用する必要があります。※上屋一般に関する許可条件ですので、今回の募集対象施設に該当しない項目もあります。
- ①許可条件（上屋）…別紙

6 応募手続き

(1) 公募要項の公表

公表期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月23日（金）
公表方法	福岡市役所のホームページからダウンロードしてください。 ※市の窓口での配布は行いません。
福岡市 ホームページ	URL: http://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html リンク:福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

(2) 応募書類

下記書類（①応募申込関係書類及び②提案関係書類）について、各1部を提出してください。

①応募申込関係書類（参加資格要件審査関係書類）

- (ア) No⑥～⑧については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。
- (イ) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの公募の公示日又は応募書類の提出期限日が含まれている者にあっては、No⑥～⑨（※）の提出を免除します。誓約書兼同意書（様式3）の所定欄に「業者番号」を記入してください。
- (ウ) 応募者が企業等連合体（組合・部会等）の場合は、No③、⑤～⑨の書類は全ての構成事業者について提出してください。また、任意の様式で「⑪企業等連合体（組合・部会等）の規約」「⑫事業分担計画書（構成事業者の役割分担を記載）」を提出してください。

No	書類
①	<p>応募申込書（様式Ⅰ－Ⅰ・様式Ⅰ－Ⅱ）</p> <p>(ア) 応募者が企業等連合体（組合・部会等）の場合は、様式Ⅰ－Ⅱを使用してください。</p> <p>(イ) 様式Ⅰ－Ⅰ・様式Ⅰ－Ⅱについては、実印による押印が必要です。</p> <p>(ウ) 「募集対象施設の前面岸壁（須崎5岸～10岸）における船内荷役（港湾運送事業法第2条第1項第2号）ができる事業者」は、応募申込書の所定欄にその旨を記入してください。</p>
②	連絡先届（様式2）
③	<p>誓約書兼同意書（様式3）</p> <p>(ア) 参加資格要件の各要件を満たしていることの確認を行い、□に確認を行った旨のチェックを記入したうえで提出してください。</p> <p>(イ) 前述の競争入札有資格者名簿に登録されている場合は、所定欄に「業者番号」を記入してください。</p> <p>(ウ) 福岡市税を滞納していないことについて、市内部の照会で確認することに同意がいただける場合は、同意記入欄にチェックの記入をお願いします。同意いただいた場合は、⑦(ア)福岡市税を滞納していないことの証明書の提出は不要になります。</p> <p>(エ) 様式3については、実印による押印が必要です。</p>
④	<p>設置予定工作物の配置図面等</p> <p>(ア) 募集対象施設において、工作物等の設置を予定している場合は、その設置目的及び配置図面等について、任意の様式により提出してください。なお、堅固な建物等の設置は認められません。</p>
⑤	港湾運送事業許可書の写し
⑥	<p>(ア) 港湾運送事業法第4条の許可書の写しを提出してください。</p> <p>登記事項証明書※</p> <p>(ア) 法務局発行の現在事項全部証明書（又は履歴事項全部証明書）を提出してください。</p>
⑦	<p>市税を滞納していないことの証明書※</p> <p>(ア) 市内に住所又は本店、支店、営業所等を有する者については、同意があれば市内部の照会で福岡市税を滞納していないことの確認ができますので、誓約書兼同意書（様式3）の同意記入欄にチェックの記入をお願いします。同意いただけない場合は、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出してください。</p> <p>(イ) (ア)に規定する者以外については、(ア)の証明書に加え、居住地（所在地）市区町村が交付する証明書で、直近2年度分の市町村税に滞納がないことが確認できるものを提出してください。</p>

⑧	消費税及び地方消費税納税証明書※ (ア) 本社所在地所轄の税務署が発行する証明書を提出してください。 (イ) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択してください（「その3の2」「その3の3」でも可）。
⑨	役員名簿（様式4）※ (ア) 代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日を記入して提出してください。 (イ) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部に照会することに使用します。 (ウ) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事を言います（監査役、監事、事務局長は含まない。）。
⑩	委任状（様式5） (ア) この公募の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合に提出してください。 (イ) 様式5については、実印による押印が必要です。

②提案関係書類

(ア) 応募者が企業等連合体（組合・部会等）の場合は、No①、③の書類は全ての構成事業者について提出してください。

No	書類
①	博多港における港湾運送事業による貨物取扱実績及び予定（様式6-1）
②	事業計画書（様式6-2） (ア) 事業計画は、募集対象施設において実施する予定の事業について、記載してください。
③	直近の決算3年分の「事業報告書」及び「財務諸表」の写し (ア) 財務諸表は、直近決算3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。

（3）応募書類の提出

提出期間 (応募期間)	①直接持参の場合 令和8年1月16日（金）～1月23日（金） ※土・日・祝日は除きます。また、受付時間は、午前9時30分～正午、午後1時～午後5時とします。 ②郵送の場合 令和8年1月16日（金）～1月23日（金）※必着
提出先	〒812-8620 福岡市博多区沖浜町12-1 博多港センタービル5階 福岡市 港湾空港局 港湾振興部 港営課

提出方法	<p>① 直接持参の場合 上記提出先に、直接持参してください。</p> <p>② 郵送の場合</p> <p>(ア)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行ってください。</p> <p>(a)郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可)</p> <p>(b)総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの</p> <p>(イ)応募書類を封入する封筒には、公募名及び「応募書類在中」の旨を朱書きしてください。</p> <p>※電子メール、ファックスによる応募書類の受付は行いません。</p>
備 考	<p>① 応募者は、応募書類の提出をもって本公募要項の内容を承諾したものとみなします。</p> <p>② 応募書類の差替等は、提出期間内に限り行うことができます。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。</p> <p>③ 上記応募書類の外、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。</p> <p>④ 提出された書類は、許可利用候補者の選定を行うために必要な範囲において、複製することがあります。</p> <p>⑤ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、提出された書類は、原本1部を保存用とし、その他の写し等については、福岡市の責任により処分します。</p> <p>⑥ 提出された書類は、今回の公募以外には使用しません。ただし、福岡市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、原則公開します。</p> <p>⑦ 応募書類の作成及び提出に要した経費は全て応募者の負担とします。</p>

(4) 質疑の受付及び回答

本公募に係る質疑については、下記のとおり受け付け、回答します。

受付期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月15日（木）
提出先	福岡市博多区沖浜町12-1 福岡市 港湾空港局 港湾振興部 港営課 <u>(電子メール) koei.PHB@city.fukuoka.lg.jp</u>
提出方法	<p>質疑書（様式7）を電子メールで提出してください。</p> <p>① 電子メールで送信する際のタイトルは「博多港港湾施設公募に関する質疑」と明記してください。</p> <p>② メール受理の確認のため、港営課からメールの返信を行います。提出日の翌日以降、2営業日を経過しても返信が無い場合は、メールが不</p>

	<p>着となっている可能性がありますので、港営課に改めて連絡してください。</p> <p>※電話、郵送、直接持参による質疑の受付は行いません。</p>
回 答	<p>回答は、「6 応募手続き（1）公募要項の公表」の福岡市ホームページにおいて行います。</p> <p>①その際、質問者名は公表しないこととします。</p> <p>②なお、回答については公募要項の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとなります。</p>

7 選定手続き

（1）参加資格要件の確認

- ①応募申込関係書類（参加資格要件審査関係書類）がすべて提出されていることを確認したうえで、この書類をもとに「4 参加資格要件」の参加資格を満たしているのかの審査を行います。
- ②上記審査において必要があると判断した場合は、当該応募申込関係書類（参加資格要件審査関係書類）の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがあります。
- ③参加資格要件のすべての要件を満たすことが確認できなければ、失格となります。

（2）一次審査（提案条件の確認）

- ①提案関係書類がすべて提出されていることを確認したうえで、この書類をもとに「5 提案条件」の条件を満たしているのかの審査を行います。
- ②上記審査において必要があると判断した場合は、当該提案関係書類の再提出又は追加書類の提出を求めることがあります。
- ③募集対象施設に係る提案条件のすべての条件を満たすことが確認できなければ、失格となります。

（3）二次審査（提案内容の審査）

- ①内容審査点は20点満点とし、選定委員会において提案関係書類等の内容について審査を行います。
- ②上記審査において必要があると判断した場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ③審査項目及び配点

審査項目		配 点
基 礎 点	①博多港の利用状況	4 点
	②事業計画	8 点
	③経営状況	4 点
	小 計	16 点
④前面岸壁における船内荷役 ※1		4 点
合 計		20 点

※1 募集対象施設の前面岸壁（須崎5岸～10岸）における船内荷役（港湾運送事業法第2条第1項第2号）ができる事業者を対象として加点します。企業等連合体（組合・部会等）においては、構成事業者の中に該当者がいれば条件を満たすものとします。

④審査については、募集対象施設を利用することが適切と認められない要因、又は募集対象施設を十分に有効活用できない要因等がある場合には、配点から減点して審査を実施します。

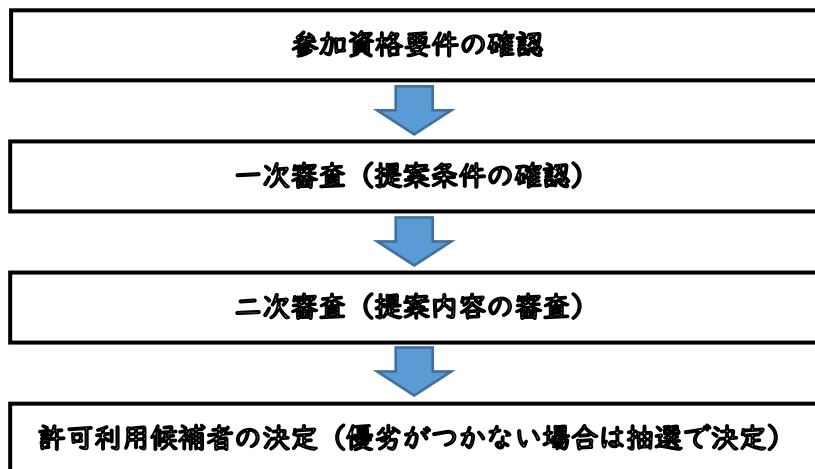
⑤内容審査における基礎点の得点が10点未満の応募者については落選とします。また、基礎点の得点が10点以上の応募者がいない場合は、許可利用候補者は該当者無にして、今回の公募による許可利用者の選定は行いません。

(4) 許可利用候補者の決定

①内容審査点の結果を考慮し、募集対象施設を利用することが適切と認められる者について、許可利用候補者に決定します。(許可利用候補者が辞退等した場合に備えて、内容審査点の結果等により、応募者の順位付けを行います。)

②選定により優劣がつかない場合には、優劣がつかない応募者において、抽選により許可利用候補者を決定します。

(5) フロー図（参考）



(6) 失格要件

①応募者が「4 参加資格要件」の資格要件を満たしていない場合。

②応募者が「5 提案条件」の条件を満たしていない場合。

③応募書類の内容が、本公募要項の示す要件を満たしていない場合。

④応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合。

(7) 許可利用候補者の通知及び公募結果の通知・公表

①許可利用候補者は、令和8年2月下旬頃、文書（メール）にて通知する予定です。

②公募結果は応募者全員に通知する外、福岡市ホームページにおいて、許可利用候補者の名称を公表することとしますが、内容に関する問合せには応じられません。

③メール到達の確認のため、メールを受理した旨、メールにて返信してください。

(8) 許可利用候補者の決定の取消し

次の場合には、許可利用候補者としての決定を取り消します。

①著しく社会的信用を損なう等により、許可利用候補者として相応しくないと判断した場合。

②許可利用候補者が本公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合。

③許可利用候補者が本件許可申請をしない場合。

(9) 許可利用候補者による許可申請

- ①許可利用候補者は、速やかに募集対象施設に係る港湾施設利用許可申請を行うこととします。
- ②許可開始日等は、許可利用候補者の意見を聴取したうえで、市が決定します。
- ③利用許可は、専用利用許可として年度単位で許可を行い、その期間は1月以上1年以内とします。
- ④許可利用候補者が募集対象施設に係る港湾施設利用許可申請を行わない場合、又は許可利用候補者がその決定を取り消された場合等は、選定手続きにおける次の順位となった者を許可利用候補者とします。

8 留意事項等

(1) 申込の辞退

- ①応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を応募期間の最終日までに応募書類の提出先まで提出してください。

(2) その他

- ①事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- ②現地説明会は実施しませんので、公募に参加される方は必ず現地を確認し、施設調書各項目及び対象物件の使用目的において関係する各法令等により定められた使用制限・条件・手続等の詳細について、それぞれの関係部署で事前に確認してください。

(3) 問合せ先

本公募制度に関するこ

(住所) 〒812-8620 福岡市博多区沖浜町12-1（博多港センタービル5階）
(所属) 福岡市 港湾空港局 港湾振興部 港営課 主査（港湾施設適正利用推進担当）
(電話番号) 092-282-7294 (FAX) 092-282-7772
(電子メール) koei.PHB@city.fukuoka.lg.jp